

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、楠見池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

平成19年7月6日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 退任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	沼田 繁夫	丸亀市飯山町東坂元2622番地7	平成19年3月31日

2 就任した役員

役員の 種類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	沼田 隆文	丸亀市飯山町東坂元2600番地11	平成19年4月1日